

議案第56号

天理市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
天理市議会の議決すべき事件に関する条例を次のように制定しようとする。

平成26年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、他の条例に定めるもののほか、本市の議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。